

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・証紙売りさばき人の指定の一部改正
- ・一般競争入札の参加者の資格等
- ・長崎県南部海区漁場計画の変更
- ・長崎県北部海区漁場計画の変更
- ・五島海区漁場計画の変更
- ・都市計画の変更
- ・道路の区域変更（4件）
- ・道路の供用開始

- 長崎県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部改正
- ・一般競争入札の参加者の資格等

所管課（室）名

税 務 課
スマート県庁推進課
漁 業 振 興 課
//
//
都 市 政 策 課
道 路 維 持 課
//
会 計 課
警察本部会計課

◎ 公 告

- ・令和6年度情報公開制度の運用状況
- ・令和6年度個人情報保護制度の運用状況
- ・一般競争入札の実施
- ・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧
- ・土地改良区の役員の就退任（2件）
- ・土地改良区の定款変更の認可（4件）
- ・換地計画の決定（2件）
- ・県営土地改良事業の工事の完了
- ・開発行為に関する工事完了
- ・一般競争入札の実施

県 民 セ ン タ ー
//
スマート県庁推進課
漁 業 振 興 課
農 村 整 備 課
//
//
//
建 築 課
警察本部会計課

◎ 交通局公告

- ・一般競争入札の参加者の資格等
- ・一般競争入札の実施

総 務 課
//

◎ 選挙管理委員会告示

- ・個人演説会等公営施設の指定

選挙管理委員会書記室

◎ 有明海自動車航送船組合公告

- ・有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表

有明海自動車航送船組合

告 示

長崎県告示第291号

証紙売りさばき人の指定（平成24年長崎県告示第801号）の一部を次のように改正する。

令和7年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
長崎県税条例（昭和47年長崎県条例第 7 号）第65条第 2 項の規定に基づき、自動車税証紙売りさばき人を指定したので、同条第 3 項の規定により告示する。 なお、自動車税証紙売りさばき人の指定（昭和42年長崎県告示第155号の 5）は、廃止する。			長崎県税条例（昭和47年長崎県条例第 7 号）第65条第 2 項の規定に基づき、自動車税証紙売りさばき人を指定したので、同条第 3 項の規定において準用する長崎県証紙条例（昭和41年長崎県条例第33号）第 5 条第 3 項の規定により告示する。 なお、自動車税証紙売りさばき人の指定（昭和42年長崎県告示第155号の 5）は、廃止する。		
名称及び代表者	住所又は所在地	売りさばき人の所在地	名称及び代表者	住所又は所在地	売りさばき人の所在地
略			略		
長崎県軽自動車協会 会長 高橋泰光	略		長崎県軽自動車協会 会長 坂本浩一	略	
略			略		

長崎県告示第292号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成77年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和7年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する業務

個人番号系画面転送用サーバ等賃貸借及び保守

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和7年6月12日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市区町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850－8570長崎市尾上町3－1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095－895－2881

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)の力からコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第293号

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第8項の規定において準用する同条第6項の規定に基づき、令和6年5月31日付け長崎県告示第325号により公示した長崎県南部海区漁場計画の一部を変更したので、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項、漁業の免許予定日及びその申請期間を次のとおり公示する。

令和7年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

第1 長崎県南部海区漁場計画の変更の内容

1 漁業権に関する事項

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 漁場計画番号 | 別表のとおり |
| (2) 漁場の位置 | 別表のとおり |
| (3) 漁場の区域 | 別表のとおり ただし、河川と海面における漁場との境界については、特に定めのないものは、海面から第1番目の橋梁（令和5年3月31日付け長崎県告示第256号による告示後に新設された橋梁は含まない。）の下流端とする。 |
| (4) 漁業種類及び漁業の名称 | 別表のとおり |
| (5) 漁業時期 | 別表のとおり |
| (6) 存続期間 | 別表のとおり |
| (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 別表のとおり |
| (8) 関係地区 | 別表のとおり |
| (9) 条件 | 別表のとおり |

2 保全沿岸漁場に関する事項

該当なし

第2 漁業法施行規則第24条各号に掲げる事項

1 長崎県南部海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

長崎県南部海区漁場計画の変更（案）について、変更して差し支えないとの意見であったため、長崎県南部海区漁場計画の一部を変更することとした。

2 漁場の図面 別添のとおり

第3 変更後の長崎県南部海区漁場計画の南区計第804号に係る免許予定日及び申請期間

- | | |
|------------|------------------------|
| 1 漁業の免許予定日 | 令和7年9月1日 |
| 2 申請期間 | 令和7年5月30日から令和7年7月11日まで |

第4 その他

- 1 この公示の別表及び別添は、長崎県水産部漁業振興課ホームページで公開する。

〔ホームページアドレス〕

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/suisangho/gyogyo-tyosei/>

長崎県告示第294号

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第8項の規定において準用する同条第6項の規定に基づき、令和6年5月31日付け長崎県告示第326号により公示した長崎県北部海区漁場計画の一部を変更したので、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項、漁業の免許予定日及びその申請期間を次のとおり公示する。

令和7年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

第1 長崎県北部海区漁場計画の変更の内容

1 漁業権に関する事項

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 漁場計画番号 | 別表のとおり |
| (2) 漁場の位置 | 別表のとおり |
| (3) 漁場の区域 | 別表のとおり ただし、河川と海面における漁場との境界については、特に定めのないものは、海面から第1番目の橋梁（令和5年3月31日付け長崎県告示第257号による告示後に新設された橋梁は含まない。）の下流端とする。 |
| (4) 漁業種類及び漁業の名称 | 別表のとおり |
| (5) 漁業時期 | 別表のとおり |
| (6) 存続期間 | 別表のとおり |
| (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 別表のとおり |
| (8) 関係地区 | 別表のとおり |
| (9) 条件 | 別表のとおり |

2 保全沿岸漁場に関する事項

該当なし

第2 漁業法施行規則第24条各号に掲げる事項

1 長崎県北部海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

長崎県北部海区漁場計画の変更（案）について、変更して差し支えないとの意見であったため、長崎県北部海区漁場計画の一部を変更することとした。

2 漁場の図面 別添のとおり

第3 変更後の長崎県北部海区漁場計画の北区計第3520号、第3521号及び第2067号に係る免許予定日及び申請期間

- | | |
|------------|------------------------|
| 1 漁業の免許予定日 | 令和7年9月1日 |
| 2 申請期間 | 令和7年5月30日から令和7年7月11日まで |

第4 その他

1 この公示の別表及び別添は、長崎県水産部漁業振興課ホームページで公開する。

〔ホームページアドレス〕

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/suisangho/gyogyo-tyosei/>

長崎県告示第295号

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第8項の規定において準用する同条第6項の規定に基づき、令和6年5月31日付け長崎県告示第327号により公示した五島海区漁場計画の一部を変更したので、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項、漁業の免許予定日及びその申請期間を次のとおり公示する。

令和7年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

第1 五島海区漁場計画の変更の内容

1 漁業権に関する事項

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 漁場計画番号 | 別表のとおり |
| (2) 漁場の位置 | 別表のとおり |
| (3) 漁場の区域 | 別表のとおり ただし、河川と海面における漁場との境界については、特に定めのないものは、海面から第1番目の橋梁（令和5年3月31日付け長崎県告示第258号による告示後に新設された橋梁は含まない。）の下流端とする。 |
| (4) 漁業種類及び漁業の名称 | 別表のとおり |
| (5) 漁業時期 | 別表のとおり |
| (6) 存続期間 | 別表のとおり |
| (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 別表のとおり |
| (8) 関係地区 | 別表のとおり |

- (9) 条件 別表のとおり
- 2 保全沿岸漁場に関する事項
該当なし
- 第2 漁業法施行規則第24条各号に掲げる事項
- 1 五島海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果
五島海区漁場計画の変更（案）について、変更して差し支えないとの意見であったため、五島海区漁場計画の一部を変更することとした。
- 2 漁場の図面 別添のとおり
- 第3 変更後の五島海区漁場計画の五区計第1504号、第1800号及び第1505号から第1507号に係る免許予定日及び申請期間
- 1 漁業の免許予定日 令和7年9月1日
- 2 申請期間 令和7年5月30日から令和7年7月11日まで
- 第4 その他
- 1 この公示の別表及び別添は、長崎県水産部漁業振興課ホームページで公開する。
〔ホームページアドレス〕
<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/suisangho/gyogyo-tyosei/>

長崎県告示第296号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年5月30日

長崎県
上記代表者 長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都市計画の種類
長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）道路 3・4・101号 江戸町道ノ尾線
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分 長崎県長崎市大黒町及び西坂町
- 3 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課、長崎県長崎振興局及び長崎市役所

長崎県告示第297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道
路線名 野母崎宿線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
長崎市千々町489番1地先から 長崎市千々町125番3地先まで	前A	4.6～32.2	1086.0	
	前B	11.5～111.8	720.0	
	後A	4.6～32.2	1086.0	
	後B	13.3～111.8	720.0	

長崎県告示第298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路 線 名 北野千々石線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
雲仙市小浜町富津字魚道4191番2地先から 雲仙市小浜町富津字魚道4192番1地先まで	前	5.1～17.7	10.9	
	後	17.7～28.8	10.9	

長崎県告示第299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路 線 名 382号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
壱岐市郷ノ浦町東触字深田593番22地先から 壱岐市郷ノ浦町東触字深田595番8地先まで	前	10.0～12.5	85.0	
	後	10.2～13.8	85.0	

長崎県告示第300号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路 線 名 厳原豆酛美津島線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市厳原町安神字陰上原182番68地先から 対馬市厳原町安神字陰上原241番42地先まで	前A	5.2～12.4	178.5	
	後A	5.2～12.4	145.5	

	前B	20.3～68.6	130.9	
	後B	20.3～68.6	130.9	

長崎県告示第301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 北野千々石線	雲仙市小浜町富津字魚道4191番2地先から 雲仙市小浜町富津字魚道4192番1地先まで	令和7年5月30日

長崎県告示第302号

長崎県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年長崎県告示第587号）の一部を次のように改正し、令和7年6月1日から適用する。

令和7年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（構成等） 第2条 略 2～4 略 5 委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。 (1) 略 (2) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたとき。 (3) 略	（構成等） 第2条 略 2～4 略 5 委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。 (1) 略 (2) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたとき。 (3) 略

長崎県告示第303号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和7年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

インターネット機器等の賃貸借及び保守

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号）に基づく排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期
この告示の日から令和7年6月20日までとする。
- (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法
申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
- ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)
- (ア) 登記簿謄本
- (イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
- イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
- (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
- (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- (ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
- ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- カ 印鑑届（様式第2号）
- キ 口座振替申込書（様式第3号）
- ク 取扱品目明細書（様式第4号）
- ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
- コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
- サ その他知事が必要と認める書類
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
- 〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1
- 〔名称〕長崎県出納局物品管理室
- 〔電話〕095-895-2884
- 〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 4 資格審査結果の通知
資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。
- 5 指名停止に関する報告
競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない

い。

6 3の(2)、3の(3)の力からコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

令和6年度情報公開制度の運用状況（公告）

長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号）第34条第2項の規定により、令和6年度における情報公開制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和7年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

1 公文書の開示の請求の状況

請求件数	1,291件
------	--------

2 請求に対する処理状況

(1) 開示	663件
(2) 部分開示	414件
(3) 不開示	148件
(4) 取下げ	64件
(5) 検討中	2件
計	1,291件

3 公文書の写しの交付

(1) 用紙	108,291枚
(2) CD-R等	5,098枚

4 審査請求の件数及び処理状況

(1) 請求件数

ア 今年度	10件
イ 前年度からの繰越	8件
計	18件

(2) 処理状況

ア 認容	3件
イ 棄却	4件
ウ 変更	0件

エ 却下	0件
オ 取下げ	0件
カ 審理中	11件
（うち 審査会諮問中	3件）
計	18件
5 情報提供の状況	
(1) 行政資料の閲覧	292人
(2) 行政資料の写しの交付	
ア 用紙	4,529枚
イ CD-R等	86枚

令和6年度個人情報保護制度の運用状況（公告）

長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長崎県条例第35号）第16条の規定により、令和6年度における個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和7年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

1 個人情報取扱事務の登録件数	1,317件
2 個人情報ファイル簿の作成件数	165件
3 保有個人情報の開示の請求件数及び決定状況	
(1) 請求件数	203件
(2) 請求に対する決定状況	
ア 開示（全部開示）	42件
イ 開示（部分開示）	147件
ウ 不開示	1件
エ 不開示（不存在）	9件
オ 不開示（存否応答拒否）	1件
カ 取下げ	3件
キ 手続中	0件
計	203件
4 保有個人情報の訂正の請求件数及び決定状況	
(1) 請求件数	0件
(2) 決定状況	
ア 訂正	0件
イ 一部訂正	0件
ウ 不訂正	0件
エ 取下げ	0件
オ 手続中	0件
計	0件
5 保有個人情報の利用停止の請求件数及び決定状況	
(1) 請求件数	0件
(2) 決定状況	
ア 利用停止	0件
イ 一部利用停止	0件
ウ 不利用停止	0件
エ 取下げ	0件
オ 手続中	0件
計	0件
6 審査請求の件数及び処理状況	
(1) 請求件数	
ア 今年度	3件

イ 前年度からの繰越	5件
計	8件
(2) 処理状況	
ア 認容	1件
イ 一部認容	0件
ウ 棄却	3件
エ 却下	2件
オ 取下げ	0件
カ 審理中	2件
計	8件

一般競争入札の実施（公告）

物品の借入れについて一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

個人番号系画面転送用サーバ等賃貸借及び保守

- (1) 借入物品
要求仕様書による。
- (2) 借入物品の特質等
要求仕様書による。
- (3) 借入期間
令和8年2月1日から令和13年1月31日まで（60月）
- (4) 納入場所及び条件
要求仕様書による。
- (5) 入札の方法
 - ア 前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札書は郵送により提出すること。この場合、代理人による入札は認められないこと。
 - ウ 入札執行回数は3回を限度とする。3回までに落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合がある。

2 入札参加資格

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の借入れに係る資格を得ていること。
- (4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加条件

この入札に参加を希望する者は、要求仕様書に掲げる納入しようとする物品の機能証明書を作成し、令和7

年6月24日17時00分までに5の部局等に提出しなければならない。また、5の部局等から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、入札者の作成した機能証明書は5の部局等において審査をするものとし、審査の結果、合格した者のみ入札に参加できるものとする。

4 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3-1

(名称) 長崎県出納局物品管理室

(電話) 095-895-2881

(提出期限) 令和7年6月12日17時00分

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3-1

(名称) 長崎県総務部スマート県庁推進課

(電話) 095-895-2235

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

(場所) 長崎県総務部スマート県庁推進課

(期日) この公告の日から令和7年6月24日17時00分まで

なお、県のホームページから入手することもできる。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(提出場所) 5の部局等とする。

(受領期限) 令和7年7月9日17時00分(必着)

(提出方法) 郵便(一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便など受取人が郵便物を受け取った記録が残る方法により受領期限までに必着のこと。)で行う。悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵便遅延が発生した場合、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。

10 開札の場所及び日時

(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室

(日時) 令和7年7月10日13時30分開始

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局等に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

12 再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出

再度の入札における入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限

る。)の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(6)及び(13)から(17)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき（機能証明書を提出していない者又は機能証明書を出し、審査を受け、合格しなかった者が入札したときを含む。）。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）。また、再度の入札において入札者（代理人を含む。）の押印が省略されている場合は、開札時に本人確認（確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、顔写真付きの社員証等）による。）ができないとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (13) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (14) 代理人が入札したとき。
- (15) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (16) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (17) 内封筒に、入札物品名の記載がないとき。
- (18) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。
- (19) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be on lease:

Contract for lease, operation and maintenance of Individual number system screen transfer server related equipment.

- (2) Lease period:
February 1, 2026 through January 31, 2031
- (3) Delivery place:
Please see attached information
- (4) Time-limit for tender:
5:00 pm. July 9, 2025
- (5) Date and time for the opening of tender:
1:30 pm. July 10, 2025
- (6) Point of contact:
Smart Prefecture Development Division,
General Affairs Department,
Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi, Nagasaki City,
Nagasaki Prefecture, 850-8570, JAPAN
TEL 095-895-2235

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県長崎市深堀町5丁目257番地17
長野 悟
長崎県長崎市深堀町6丁目349番地
田中 和行
- (2) 加入区
長崎市深堀加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
長崎市みなと漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県長崎市毛井首町1番地158
長崎市みなと漁業協同組合

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、諫早干拓土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和7年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所

中 村 康 幸	諫早市赤崎町854	平 山 学	諫早市森山町田尻2217-27
田 崎 二 美	諫早市森山町本村1952	岩 永 等	雲仙市愛野町甲211-2
前 田 信 久	諫早市森山町田尻799-1	永 野 定 信	雲仙市愛野町乙1710-1
永 野 定 信	雲仙市愛野町乙1710-1	平 本 強	諫早市森山町田尻2217-355
山 口 吉 高	雲仙市愛野町甲2090	中 村 康 幸	諫早市赤崎町854
西 村 修	雲仙市吾妻町阿母名2922	田 崎 二 美	諫早市森山町本村1952
平 山 学	諫早市森山町田尻2217-27	前 田 信 久	諫早市森山町田尻799-1
増 山 通	諫早市森山町田尻2217-359	西 村 修	雲仙市吾妻町阿母名2922
藤 山 勝	諫早市森山町田尻2217-358	山 本 良 徳	諫早市森山町田尻2217-347
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
村 上 元 也	雲仙市愛野町甲4-1	村 上 元 也	雲仙市愛野町甲4-1
三ヶ崎 俊 治	諫早市森山町田尻2217-641	林 田 直 記	諫早市森山町田尻1960
古 賀 正 利	諫早市森山町上井牟田1070	城 下 正 美	諫早市森山町本村2611-1

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西海市土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和7年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
富 田 和 利	西海市西海町丹納郷1197番地1	郡 勝 寿	西海市西海町中浦北郷1037番地
渡 邊 一 一	西海市西海町横瀬郷3596番地	松 崎 常 俊	西海市西海町太田和郷3075番地2
大久保 和 博	西海市西海町面高郷1499番地	富 田 和 利	西海市西海町丹納郷1197番地1
中 川 誠	西海市西海町天久保郷1658番地	百 岳 敏 晴	西海市西彼町小迎郷3323番地3
原 口 直 哉	西海市西海町太田和郷1497番地	末 岡 一 臣	西海市西彼町小迎郷416番地
宮 下 栄 治	西海市西海町七釜郷1799番地	山 脇 初 良	西海市西彼町白崎郷118番地4
百 岳 敏 晴	西海市西彼町小迎郷3323番地3	富 永 啓 介	西海市西彼町白崎郷1373番地1
末 岡 一 臣	西海市西彼町小迎郷416番地	北 川 和 道	西海市西彼町小迎郷2649番地
山 脇 初 良	西海市西彼町白崎郷118番地4	高 木 禎一朗	西海市西彼町平山郷2447番地28
富 永 啓 介	西海市西彼町白崎郷1373番地1		
北 川 和 道	西海市西彼町小迎郷2649番地		

高 木 禎一郎	西海市西彼町平山郷2447番地28		
山 川 章 子	西海市西海町太田原郷97番地 2		
葉 山 静 子	西海市西海町太田和郷3901番地 5		
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
鉢 川 昭 宏	西海市西海町太田和郷276番地	宮 下 栄 治	西海市西海町七釜郷1799番地
浦 口 大 輔	西海市西彼町亀浦郷914番地 1	北 川 公 明	西海市西彼町小迎郷644番地

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和7年3月15日総会議決）を認可した。

令和7年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 山川内土地改良区
認可年月日 令和7年5月22日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和7年3月14日総会議決）を認可した。

令和7年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 志佐川土地改良区
認可年月日 令和7年5月22日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和7年3月12日総会議決）を認可した。

令和7年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 小豆崎土地改良区
認可年月日 令和7年5月22日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和7年3月19日総代会議決）を認可した。

令和7年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 有喜土地改良区
認可年月日 令和7年5月22日

換地計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営農山漁村地域整備交付金農地整備事業（経営体育成型）久賀地区（市小木1工区）につき換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- 県営農山漁村地域整備交付金農地整備事業（経営体育成型）久賀地区（市小木1工区）換地計画書
- 2 縦覧期間
- 令和7年5月30日から令和7年6月27日まで
- 3 縦覧場所
- 五島市役所農林課

換地計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営農山漁村地域整備交付金農地整備事業（経営体育成型）久賀地区（市小木3工区）につき換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- 県営農山漁村地域整備交付金農地整備事業（経営体育成型）久賀地区（市小木3工区）換地計画書
- 2 縦覧期間
- 令和7年5月30日から令和7年6月27日まで
- 3 縦覧場所
- 五島市役所農林課

県営土地改良事業の工事の完了（公告）

次の県営土地改良事業は、工事を完了した。

令和7年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

地区名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期
空池原	水利施設等保全高度化事業 畑地帯 総合整備事業（畑地帯総合整備中山間地域型）	平成28年6月22日	令和6年9月30日

開発行為に関する工事完了（公告）

次の開発行為に関する工事は完了した。

令和7年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

許可日及び番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
当初許可 令和5年3月17日	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷字定林 749番22の一部、765番3の一部、767番2、769番1、769	福岡県福岡市中央区天神1丁目13番2号 嬉里・丸田宅地開発特定目的会社

長崎県指令 4都第1257号	番7、786番2の一部、787番1、788番1の一部、788番2の一部、791番2の一部、792番の一部及び里道、水路（1工区）	取締役 小林 健一郎
変更許可（第1回） 令和6年4月5日		
変更許可（第2回） 令和7年3月31日		

一般競争入札の実施（公告）

物品の借入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

インターネット機器等 1式

※詳細は入札説明書による

(2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

(4) 設置場所

本部内所属、運転免許管理課、長崎運転免許センター、高速道路交通警察隊及び警察署

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の借入れに係る競争参加資格を入札期日現在で有している者であること。

(4) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県出納局物品管理室

- (電話) 095-895-2884
(提出期限) 令和7年6月20日(金) 17時00分
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
(住所) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
(名称) 長崎県警察本部 警務部会計課(調度係)
(電話) 095-820-0110 内線2231
- 5 契約条項を示す場所
4の部局等とする。
- 6 入札説明書の交付方法
(期間) この公告の日から令和7年7月8日(火)までの間(県の休日を除く。)
(場所) 4の部局等とする。
(その他) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- 7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札の場所及び期日等
(場所) 長崎県警察本部3階入札室
(期日) 令和7年7月10日(木) 13時30分開始
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
- 9 郵送による場合の入札書の受領期限等
(受領期限) 令和7年7月9日(水) 17時00分必着
(提出先) 長崎県警察本部警務部会計課(調度係)
(その他) 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。
- 10 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
免除する。
(2) 契約保証金
契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付を免除する。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県もしくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出したとき。
- 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 12 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
(2) 入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
(4) 入札者が連合して入札をしたとき。
(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
(7) 入札書が所定の日時まで不到達しないとき。
(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

- (9) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) サプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないとき。
- (11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (14) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (15) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- (16) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続きの停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続きが停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be on lease:
Internet equipment, etc. 1set
- (2) lease period:
October 1, 2025 through September 30, 2030
- (3) Installation Location:
Nagasaki Prefectural Police Headquarters,
Driver's License Management Division,
Nagasaki Driver's License Center,
Expressway Traffic Police Unit and
Police Station
- (4) Time-limit for tender (must arrive by post by this date):
5:00 p.m. July 9, 2025
- (5) Date and time for the opening of tender:
1:30 p.m. July 10, 2025
- (6) Point of Contact:
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan
Finance Division
Police Administration Department
Nagasaki Prefectural Police
Tel 095-820-0110 ext. 2231

交 通 局 公 告

一般競争入札の参加者の資格等（告示）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和7年5月30日

長崎県交通局長 太田 彰幸

1 調達する物品の種類

- ① 一般乗合旅客自動車 都市間輸送大型車 5台
- ② 一般乗合旅客自動車 市内線大型車ノンステップバス 7台
- ③ 一般乗合旅客自動車 市内線中型車ノンステップバス 4台
- ④ 一般乗合旅客自動車 市内線小型車 2台
- ⑤ 一般貸切旅客自動車 貸切大型車 1台
- ⑥ 一般貸切旅客自動車 貸切中型車 1台

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として交通局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。なお、申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、(2)に掲げる事項について審査の対象としない。

(2) 審査事項

- ア 年間売上高
- イ 営業年数
- ウ 従業員数
- エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率及び流動比率）
- オ その他交通局長が特に必要と認める事項

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和7年6月27日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に令和7年6月27日まで随時交付する。

また、長崎県交通局ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

○ 申請者のうち、県資格を取得している者

申請書（様式第1号）に次の書類を添え(5)に掲げる場所に提出すること。

- ア 長崎県が交付した資格審査結果通知書の写し
- イ 誓約書（様式第3号）
- ウ 印鑑届（様式第4号）
- エ 委任状（様式第5号）

○ 申請者のうち、県資格を取得していない者

申請書（様式第2号）に次の書類を添え(5)に掲げる場所に提出すること。

- ア 誓約書（様式第3号）
- イ 印鑑届（様式第4号）
- ウ 委任状（様式第5号）
- エ 法人にあつては、次のa及びb
 - a 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - b 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
- オ 個人にあつては次のa、b及びc
 - a 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - b 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - c 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
- カ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- キ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- ク 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- ケ その他交通局長が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規定（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1
（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）
（電話）095-822-5141
（FAX）095-822-2826
（長崎県交通局ホームページアドレス）<https://www.keneibus.jp/>

5 資格審査結果の通知

資格審査申請書を受理したときは、入札参加者の資格を審査し、その結果を資格審査結果通知書（様式第6号）により当該申請者に通知（郵送）する。

6 資格の有効期間

この告示に基づき取得した入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。

7 資格の取消等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

一般競争入札の実施（公告）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者の申請方法等について次のとおり公告する。

令和7年5月30日

長崎県交通局長 太田 彰幸

1 一般競争入札に付する事項**(1) 購入物品及び数量**

- | | | |
|-------------|----------------|----|
| ① 一般乗合旅客自動車 | 都市間輸送大型車 | 5台 |
| ② 一般乗合旅客自動車 | 市内線大型車ノンステップバス | 7台 |
| ③ 一般乗合旅客自動車 | 市内線中型車ノンステップバス | 4台 |
| ④ 一般乗合旅客自動車 | 市内線小型車 | 2台 |
| ⑤ 一般貸切旅客自動車 | 貸切大型車 | 1台 |
| ⑥ 一般貸切旅客自動車 | 貸切中型車 | 1台 |

(2) 購入物品の特質等

仕様書で定めるとおり。

(3) 納入期限

令和8年3月27日（金）

(4) 納入場所

長崎県交通局が指定する営業所

(5) 入札の方法

- ① 上記1(1)に掲げる案件ごとにそれぞれ総価で入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- ② 郵送により提出する入札書は、代理人による入札は認められないこと。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として交通局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格を得ている者、又は一般競争入札の参加者の資格等の公示（令和7年5月30日付 長崎県公報第11419号登載）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること
- (4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、所定の審査申請書等に必要事項を記載のうえ、次の場所に提出すること。

- (1) 申請の時期 令和7年5月30日から令和7年6月27日まで（県の休日を除く）
- (2) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- （住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1
- （名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）
- （電話）095-822-5141

4 入札参加条件

次の条件を満たしている者であること。

- (1) 2の入札参加資格を有する者であること。
- (2) 当該工事の契約書に基づき、納入期限内に確実に納入できると認められる者であること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) 〒850-0043 長崎市八千代町3-1
(名称) 長崎県交通局管理部総務課(総務班)
(電話) 095-822-5141

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

(期間) この公告の日から令和7年6月27日までの間(県の休日を除く。)
(場所) 5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限等

(提出場所) 長崎県交通局管理部総務課(総務班)
(提出方法) 令和7年7月9日 午後5時00分
直接又は郵便(書留郵便により、受領期限内必着のこと。)で行うこと。

10 開札の場所及び日時等

(場所) 長崎県交通局 本局3階 第2研修室
(期日) 令和7年7月10日 午前10時00分から

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 長崎県交通局を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額(消費税及び地方消費税含む。)の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その内容を証明するものを提出する場合。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 長崎県交通局を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額(消費税及び地方消費税含む。)の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するものを提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状(委任者の印鑑を押印したものに限る。)の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

い。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な参加資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までに到着しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県交通局契約事務規程（昭和47年交通局企業管理規程第10号）第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 最低制限価格は設定しない。
- (3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (4) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Classification of the products:
 - ① 5 large-sized intercity transport buses
 - ② 7 large-sized local low-floor buses
 - ③ 4 middle-sized local low-floor buses
 - ④ 2 small-sized local buses
 - ⑤ 1 large-sized chartered bus
 - ⑥ 1 middle-sized chartered bus
- (2) Delivery period
March 27, 2026
- (3) Delivery place
Offices as designated by the Traffic Bureau, Nagasaki Prefectural Government.

- (4) Time-limit for tender
17:00 July 9, 2025
- (5) Date and time for the opening of tender:
10:00 July 10, 2025
- (6) Contact point for the notice
The administrative office of the Nagasaki Traffic Bureau
Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
Tel 095-822-5141

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催できる施設として、五島市選挙管理委員会から次のとおり指定した旨報告があった。

令和7年5月30日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

施 設 の 名 称	所 在 地	指定年月日
岐宿住民センター	五島市岐宿町岐宿2301番地 1	令和7年4月1日
川原住民センター	五島市岐宿町川原586番地 1	令和7年4月1日
山内住民センター	五島市岐宿町中嶽1258番地 4	令和7年4月1日
楠原住民センター	五島市岐宿町楠原438番地 2	令和7年4月1日

有明海自動車航送船組合公告

有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表（公告）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2の規定により、有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類を次のとおり公表する。

令和7年5月30日

有明海自動車航送船組合
管理者 栗林 堅一郎

有明海自動車航送船事業の令和6年度下半期（令和6年10月1日から令和7年3月31日まで）における業務の状況は、次のとおりである。

(1) 事業の概要

当期における輸送実績は、航送車両数176,282台、車両収入481,212,160円、同乗旅客177,360人、同乗旅客収入76,567,970円、一般旅客数33,059人、一般旅客収入15,291,340円である。

これを前年度同期と比較すると、航送車両数3,225台（1.9％）の増、車両収入10,255,090円（2.2％）の増、同乗旅客数7,927人（4.7％）の増、同乗旅客収入4,033,840円（5.6％）の増、一般旅客数650人（2.0％）の増、一般旅客収入279,580円（1.9％）の増となる。

(2) 職員数（令和7年3月31日現在）

一般職員 8人

船舶職員 11人

合 計 19人

(3) 条例、規則の制定改廃

ア 条例

- 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例及び有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）の給与に関する条例の一部を改正する条例

(4) 議会議決事項

- 令和6年12月19日招集の有明海自動車航送船組合議会第2回定例会に上程し、同日可決を得た議案は次のとおりである。

第1号 令和5年度有明海自動車航送船事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

- 令和7年3月27日招集の有明海自動車航送船組合議会第1回定例会に上程し、同日可決を得た議案は次のとおりである。

第1号 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例及び有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）の給与に関する条例の一部を改正する条例

第2号 令和7年度有明海自動車航送船事業会計予算

(5) 経理状況

ア 損益計算書 別表1

イ 貸借対照表 別表2

(6) 令和7年度有明海自動車航送船事業会計予算の概要 別表3

別表1

令和6年度有明海自動車航送船事業下半期予定損益計算書

(令和6年10月1日から令和7年3月31日まで)

単位：円

1	営 業 収 益			
		521,245,025		
(1)	運 航 収 入	(1,025,391,908)		
		4,774,975	526,020,000	
(2)	運 航 雑 入	(7,895,876)	(1,033,287,784)	
2	営 業 費 用			
		5,301,142		
(1)	一 般 管 理 費	(7,695,767)		
		399,947,040		
(2)	運 航 経 費	(748,962,422)		
		161,234,842	566,483,024	
(3)	運 航 管 理 費	(294,623,595)	(1,051,281,784)	
	営 業 損 失			40,463,024
				(17,994,000)
3	営 業 外 収 益			
		242,375		
(1)	受取利息及び配当金	(258,002)		
		14,709,655		
(2)	他 会 計 補 助 金	(55,519,218)		
		55,485,815		
(3)	長期前受金戻入	(110,971,315)		
		3,130,137	73,567,982	
(4)	雑 収 入	(4,821,642)	(171,570,177)	
4	営 業 外 費 用			
		0		
(1)	支 払 利 息	(0)		
		0		
(2)	雑 損 失	(0)		
		5,055,541	5,055,541	68,512,441
(3)	雑 支 出	(5,055,541)	(5,055,541)	(166,514,636)
	経 常 利 益			28,049,417
				(148,520,636)
5	特 別 利 益			0
				0
6	特 別 損 失			0
				28,049,417
	当 年 度 純 利 益			(148,520,636)
				65,451,762
	前年度繰越利益剰余金			(65,451,762)
				93,501,179
	当年度未処分利益剰余金			(213,972,398)

() は決算見込み

別表2

令和6年度有明海自動車航送船事業貸借対照表（予定）

（令和7年3月31日）

単位：円

資 産 の 部			
1	固 定 資 産		
	(1) 有形固定資産		
	イ 船 舶	3,246,415,317	
	減価償却累計額	<u>2,606,075,151</u>	640,340,166
	ロ 土 地		12,163,141
	ハ 建 物	784,780,728	
	減価償却累計額	<u>425,433,057</u>	359,347,671
	ニ 構 築 物	235,178,370	
	減価償却累計額	<u>217,788,935</u>	17,389,435
	ホ 機 械 装 置	1,293,000	
	減価償却累計額	<u>1,228,350</u>	64,650
	ヘ 備 品	39,773,403	
	減価償却累計額	<u>34,544,725</u>	5,228,678
	ト 建 設 仮 勘 定		<u>5,100,000</u>
	有形固定資産合計		1,039,633,741
	(2) 無形固定資産		
	イ 電 話 加 入 権		757,600
	ロ その他無形固定資産		<u>0</u>
	無形固定資産合計		757,600
	(3) 投資その他の資産		
	イ 投資有価証券		0
	ロ 出 資 金		<u>30,020,000</u>
	投資合計		<u>30,020,000</u>
	固定資産合計		1,070,411,341
2	流 動 資 産		
	(1) 現 金 預 金	2,404,852,636	
	(2) 未 収 金	11,208,461	
	(3) 前 払 金	0	
	(4) その他流動資産	<u>1,000,000</u>	
	流動資産合計		<u>2,417,061,097</u>
	資 産 合 計		<u>3,487,472,438</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 長 期 借 入 金	0	
(2) 引 当 金		
イ 退職給付引当金	195,191,948	
ロ 修繕準備引当金	<u>3,743,853</u>	
固 定 負 債 合 計		198,935,801

4 流 動 負 債

(1) 長 期 借 入 金	0	
(2) 未 払 金	59,225,747	
(3) 預 り 金	1,168,988	
(4) 引 当 金		
イ 賞与引当金	15,170,020	
(5) その他流動負債	<u>1,000,000</u>	
流 動 負 債 合 計		76,564,755

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金	1,748,034,273	
(2) 収 益 化 累 計 額	<u>1,274,984,789</u>	
繰 延 収 益 合 計		<u>473,049,484</u>

負 債 合 計		<u>748,550,040</u>
---------	--	--------------------

資 本 の 部

6 資 本 金

(1) 自 己 資 本 金	<u>1,855,650,000</u>	
資 本 金 合 計		1,855,650,000

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受贈財産評価額	9,500,000	
ロ 工 事 負 担 金	<u>800,000</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		10,300,000
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 減 債 積 立 金	0	
ロ 利 益 積 立 金	190,000,000	
ハ 建 設 改 良 積 立 金	469,000,000	
ニ 当年度未処分利益剰余金	<u>213,972,398</u>	
利 益 剰 余 金 合 計		<u>872,972,398</u>
剰 余 金 合 計		<u>883,272,398</u>

資 本 合 計		<u>2,738,922,398</u>
---------	--	----------------------

負 債 資 本 合 計		<u>3,487,472,438</u>
-------------	--	----------------------

別表3

令和7年度有明海自動車航送船事業会計予算の概要

(総 則)

第1条 令和7年度有明海自動車航送船事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年 間 航 海 数	12,800 回
(2) 年 間 輸 送 台 数	350,000 台
(3) 年間輸送同乗旅客数	360,000 人
(4) 年間輸送一般旅客数	65,000 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益	1,284,782	千円
第1項 営業収益	1,166,856	千円
第2項 営業外収益	117,926	千円
	支	出
第1款 事業費	1,276,724	千円
第1項 営業費用	1,218,007	千円
第2項 営業外費用	23,717	千円
第3項 予 備 費	35,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出額425,000千円は、過年度分損益勘定留保資金425,000千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入	0	千円
	支	出
第1款 資本的支出	425,000	千円
第1項 建設改良費	420,000	千円
第2項 長期借入金償還金	0	千円
第3項 予 備 費	5,000	千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出の項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	214,225 千円
(2) 交 際 費	200 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

発行者

長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表(八二四)
二二二
四一

印刷所

長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイ
田ツク
宏リン
弥ト